

令和5年度 第1回 帯広市消費生活審議会 議事概要

日 時：令和6年2月26日（月）10:00～11:00

場 所：ソネビル6階 会議室

○出席者（10名）

委 員：前田会長、村上副会長、相澤委員、青田委員、酒井委員、笹島委員、佐藤委員
谷村委員、南部委員、山地委員

事 務 局：吉田経済部長、三谷商業労働室長、野崎商業労働課長補佐、原田係長、
小野係員、浜田事務員、佐藤事務員

傍聴者等：なし

配付資料：座席表、次第

資料1 帯広市消費生活審議会委員名簿

資料2 帯広市消費生活条例、施行規則、第3期帯広市消費生活基本計画

資料3 帯広市消費者行政概要、第3期帯広市消費生活基本計画施策評価

【次第】

1. 開会及び審議会成立の報告
2. 委嘱状交付
3. 部長挨拶
4. 委員挨拶
5. 議事
 - (ア) 会長及び副会長の選出
 - (イ) 専門部会について
 - (ウ) 報告事項
 - ① 帯広市消費者行政概要について
 - ② 第3期帯広市消費生活基本計画施策評価について
6. その他
 - 次期帯広市消費生活基本計画作成について

【議事概要】

○議事（ア） 会長及び副会長の選出について

（事務局）

会長、副会長の選出につきましては、消費生活条例施行規則第19条の規定により、委員の互選となっておりますが、どのように選出したらよろしいか。

（委員）

事務局一任にていかがか。

（異議なし）

（事務局）

事務局案として、会長を前田委員、副会長を村上委員としてはいかがか。

（異議なし）

○議事（イ） 専門部会について

（会長）

「専門部会について」ですが、消費生活条例第38条第8項で、専門部会を置くことができるようになっており、本審議会に専門部会を設置してよろしいか。

（異議なし）

（会長）

専門部会の委員の指名は、消費生活条例施行規則第20条第2項の規定によりまして、会長が指名することとなっております。また、条例の施行規則では人数についての定めはありませんが、その役割を考慮しまして、5名の委員を私の方から指名をさせていただきたいと思います。

それでは、専門部会の委員を、村上委員、笹島委員、酒井委員、南部委員、佐藤委員、以上の5名の方々にお願いしたいと思います。

（異議なし）

（会長）

部会長ですが、部会に属する委員による互選となっております。事務局にて案はございますか。

（事務局）

これまでのご経験から村上委員にお願いしたいと思います。

(会長)

ただいま、部会長には村上村上委員にお願いしてはどうかとの声がありました。部会長を村上委員にお願いすることで、皆様、よろしいか。

(異議なし)

○議事ウ 報告事項について

—事務局より資料2、資料3に基づいて説明—

○委員からの意見、質問等

(会長)

意見、質問等はないか。

(村上副会長)

本日、初めての方が多いかと思いますので、お話をさせていただきます。本日、帯広市消費生活アドバイスセンターにて作成した消費者被害予防に関する啓発資料や北海道の条例に基づいた訪問販売お断りシールが帯広市より配布されています。なお、帯広市消費生活アドバイスセンターには、消費者に関わる様々な情報や資料がございますので、ぜひご活用いただければと思います。

(委員)

「帯広消費者協会」と「帯広市消費生活アドバイスセンター」との違いについて伺いたい。

(村上会長)

帯広消費者協会については、個人が任意で入る協会団体となっております。帯広市消費生活アドバイスセンターについては、市が設置しているものとなっております、市の委託業務により、消費生活に係る相談業務などを帯広消費者協会が受託し、運営しているものとなります。また、帯広消費者協会としても消費生活の安定向上に向けて併せて活動しております。

(会長)

全体を通して、質問、意見はないか。

(特になし)

○その他 次期帯広市消費生活基本計画施策評価について

(会長)

その他事務局より説明をお願いします。

(事務局)

次年度の令和6年度は、第3期帯広市消費生活基本計画の最終年度となりますことから、次期帯広市消費生活基本計画について策定業務を行う年となります。次年度につきましては、計画策定スケジュールにもとづき、書面開催を含めて、合計3回の審議会の開催を予定しておりますので、引き続き、ご対応の程、よろしくお願い申し上げます。

(会長)

以上をもって、本日の審議会を閉会する。

以上